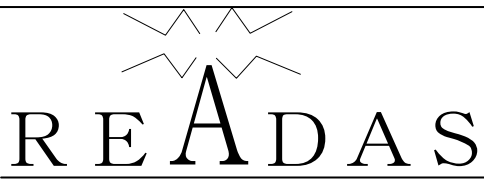


第 5944 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 4月25日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 家賃を口座振替で支払う場合の消費税の取扱い

Q：当社は、事務所の賃料を口座振替で支払おうと思っています。家主さんからは請求書も領収書ありませんが、消費税では、仕入税額控除を受けるには、これらの書類が必要とか。どうしたらいいですか？

A：帳簿に、口座振替である旨及び賃貸人の住所又は所在地を記載しておいてください。

【解説】

消費税の仕入税額控除を受けるには、次の事項を記載した「請求書等」を保存しなければなりません。

- ①書類の作成者の氏名又は名称
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ④課税資産の譲渡等の対価の額
書類の交付を受けるその事業者の氏名又は名称

ただし、課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円以上である場合に、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある場合には、帳簿に法定事項に加えてそのやむを得ない理由及びその課税仕入れの相手方の住所又は所在地を記載することを条件に、仕入税額控除が認められることとなっています。

したがって、お尋ねのような場合は、やむを得ない理由により請求書等の交付が受けられなかった場合に該当しますので、口座振替である旨及び賃貸人の住所又は所在地を記載することで、認められることとなります。

